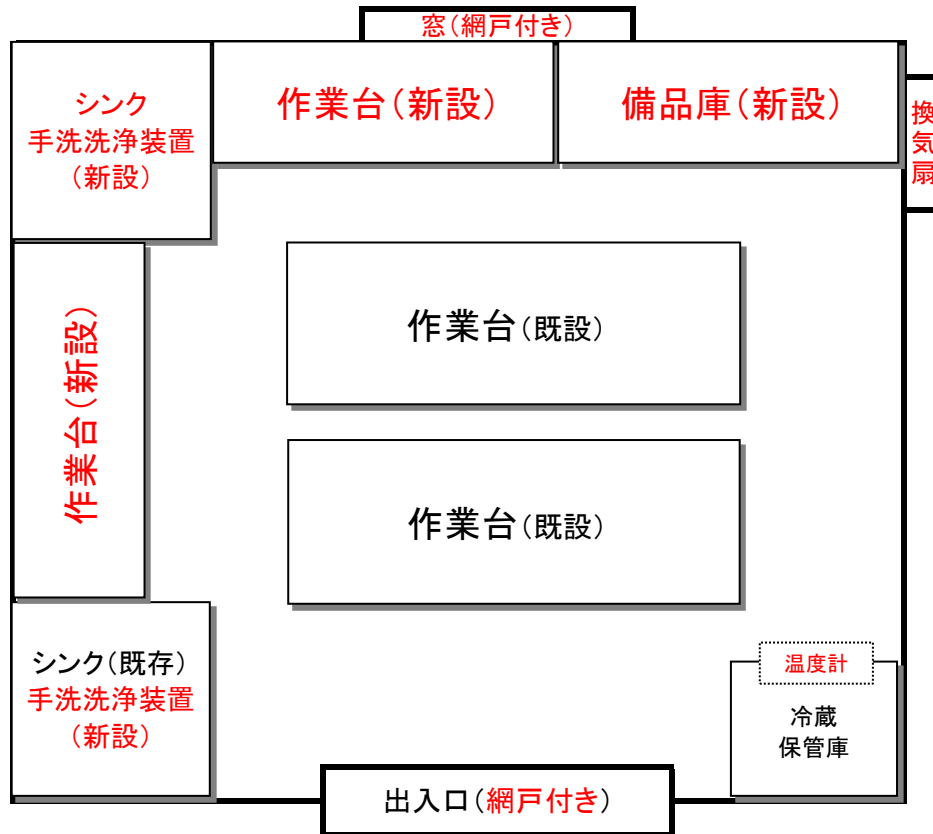


漬物製造業 製造施設配置図(一例)



※この図面上に表記出来ない改修工事等で、「漬物製造業」の営業許可取得のために実施するものを下記に記載してください。
(例…天井塗装、壁改修、配電設備工事、排水管設置工事等)

※赤字が新たに導入した設備等です。既存の設備等と分かるように記載してください
(赤字部分の新設した設備等については詳細が分かるように見積書等を必ず一緒に提出してください)
※必ずご自身で補助金申請前に配置図を作成し、御殿場保健所に確認してください。
配置図は営業免許取得時及び補助金の申請時に必要となります。